

<お願い>

中国5県外の郵便局で納入される場合は、右の指定通知書に郵便局名を記入し、第1回目の納入時に郵便局に提出してください。

ただし、既に郵便局を利用されている場合は、この通知書を提出する必要はありません。

※尚、別支店の郵便局を利用される際にも、第一回目の納入時に提出していただく必要があります。

指 定 通 知 書

年 月 日

郵便局長 様

山口県宇部市長

篠 崎 圭 二

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、本市の市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局に指定しましたから通知いたします。

記

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 承 認 番 号 | 貯業第678号 |
| 2. 口 座 番 号 | 01560-4-960002 |
| 3. 加 入 者 の 名 称 | 山口県宇部市会計管理者 |
| 4. 取 り ま と め 局 | 広島貯金事務センター |